

無資格未経験の方も、経験者の方も大歓迎！

東京都

平成30年度介護職員就業促進事業

都内介護施設で 働きながら 資格取得をしたい人を 支援します！

～介護の仕事をしながら
ステップアップをしませんか～

事業内容

- 介護業務への就労を希望する方は、事業者と平成31年2月28日までの期間で6ヶ月以内の有期雇用契約を締結します。
- 有期雇用期間終了後の継続就労も可能です。
- この雇用期間内に介護施設等で働きながら介護職員初任者研修等を受講し、資格取得を目指します（受講料は無料）。
- 資格取得のための研修受講料負担はなく、研修の受講時間も労働時間に含まれ、給与が支払われます。

*給与・受講料等は、人材センターが介護施設等に支払います。



雇用人数

約1,000人

※施設・事業所ごとに雇用人数が定められています。

対象者

介護業務への就業を希望する、離職者、事業を廃業した自営業者、学校等を卒業した未就業者等（本事業採用時に離職者となることが決まっている就業者を含む）

※ただし、介護福祉士及び介護職員実務者研修資格を所有する方は対象外です。

お問い合わせ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都福祉人材センター
(介護人材担当)

TEL. 03-5211-2910

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター7階

※本事業の詳細は人材センターのホームページでご確認いただけます。

●東京都福祉人材センターホームページ
<http://www.tcswhvac.or.jp/jinzai/>

●求人情報サイト【福祉のお仕事】
<http://www.fukushi-work.jp/>



目指す資格

- 無資格・未経験の方

介護職員初任者研修

- 介護職員初任者研修資格をお持ちの方

実務者研修

※無資格・未経験の方が本事業利用期間中に実務者研修を受講することはできません。

応募方法は、主に3つあります。

1

東京都福祉人材センターから

相談員が求人検索等をサポートします！

2

求人情報サイト 【福祉のお仕事】から

求職者マイページ・求職票登録をすると、サイト上から事業者へ直接応募ができます！

※求人検索方法は以下を参照。

3

ハローワークから

お近くのハローワークを通じても応募ができます！

【福祉のお仕事】での求人検索方法

1 【福祉のお仕事】のトップページにある「施設事業所検索」をクリック

2 キーワードに「【就業促進】」と入力し、都道府県に「東京都」を選択、求人有無は「求人あり」を選んで「検索」をクリック *キーワード入力の際には、必ず【 】も入力してください。

3 本事業の受託事業者が一覧表示されるので、関心のある法人・事業所欄の「詳細を見る」をクリック

4 法人と事業所の「基本情報」の下に「現在登録されている求人」の「求人票番号」をクリックすると求人内容の詳細が確認できます。

平成30年度 介護職員就業促進事業 よくあるご質問



Q 福祉の仕事は全くの未経験で、資格もありません。応募にあたって問題ありませんか？

A 本事業は介護業務未経験の方も対象となりますので問題ありません。応募先の施設・事業所もそれを踏まえた指導・育成環境を整備しています。

Q 介護職員就業促進事業による有期雇用契約の雇用期間が終了したら、退職となるのですか？

A 本事業は有期雇用契約期間だけでなく、資格取得後も継続して介護労働に従事する意志がある方にご利用いただけます。有期雇用期間後も事業所との双方合意があれば継続雇用となります。

Q この事業の実施期間と応募締め切りはいつですか？



A 実施期間は平成30年5月22日～平成31年2月28日で、この期間中に最長6か月間の有期雇用契約を締結します。遅くとも平成30年12月1日には雇用開始に至っている必要があるので、それに間に合うように応募していただく必要があります（※事業所によって締め切り日がこれより早い場合もございます）。応募状況によっては実施期間終了が早まる可能性もありますのであらかじめご承知おき下さい。